平成３１年度智頭中学校運動部活動に係る活動方針

平成３０年７月策定

１　運動部活動方針策定の趣旨

　スポーツ庁は、平成３０年３月に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」により、各都道府県教育委員会教育長及び各都道府県知事に運動部活動の適切な運営等に係る取組の徹底を依頼した。ガイドラインは、各都道府県に「運動部活動の在り方に関する方針」を、市町村教育委員会（学校の設置者）に、「設置する学校に係る運動部活動の方針」を、各中学校長には、「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定することを、部活動の適切な運営のための体制整備として挙げている。

　智頭中学校は現在、運動部は男子の部活動４、女子の部活動３、及び駅伝部であり、どの部活動も熱心に活動し、試合結果においても成果を挙げている。保護者の部活動指導への期待も高い。部活動を通して体験する達成感が各生徒の自信となり、さらなる意欲を生み、他の活動にも好影響を及ぼしている。

しかしながら、時代や社会の変化に伴い、改善していくべき課題はあり、また、ガイドラインが示す、生徒にとって望ましいスポーツ環境の構築という視点や多様な形で最適に実施するという点においては改善の余地があり、また、スポーツ医・科学の見地から活動時間や休養日の設定において見直す必要がある。

　以上の理由で、智頭中学校の部活動の良い面を保ちつつ、より適切な部活動の在り方を実現するために、速やかに抜本的改革を行う。「運動部活動の在り方の方針」は以上の考え方を踏まえて策定し、運営するものである。策定にあたって以下の点を重視する。

○生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊か

なスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図ると共に、バランスのとれた心身の成長と学校生

活を送ることができるようにすること。

○生徒の自主的・自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的かつ

効率的・効果的に取り組むこと。

○学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。

○市町村教育委員会と連携し（または指示を受け）、ガイドラインに則り、持続可能な運動部活動の在り方について検討し、速やかに改革に取り組む。

（　※上記４つの事項は、ガイドライン　本ガイドライン策定の趣旨に則った。　）。

２ 　部活動の在り方の改革にあたって

○校長は、学校の設置者の「設置する学校に係る運動部活動の方針」に則り、毎年度、「学校の運動部活動

に係る活動方針」を策定し、職員に周知徹底を図ると共に、この活動方針を学校のホームページへの掲載

等により公表する。

○学校の設置者は、各学校において運動部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で

活用しやすい様式の作成等を行う。なお、このことについて、都道府県は、必要に応じて学校の設置者の

支援を行う。

○校長は毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部の活動内容を把握し、生徒が安全にス

ポーツ活動を行い、また、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

○校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施にあたっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外

傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の

点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

○運動部活動における休養日及び活動時間は、スポーツ医・科学の観点からジュニア期におけるスポー

ツ活動時間に関する研究を踏まえるものとする。

３　 智頭中学校部活動のねらい

　　○生徒の自主的・自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、部活動に

一生懸命取り組ませることで、達成感を味わわせ、自信を持たせる。忍耐力や協調性を育てると共に、連帯感を高め、信頼しあえる人間関係づくりの場とする。

　 ○個人やチームの競技力の向上をめざし、切磋琢磨して活動することを通して、努力の過程が自己成長を促すものであることを体得させ、目標に向かってあきらめずに努力する態度を醸成する。

４　 部活動実施における原則について

（１）活動時間について

　①１日の活動時間は、平日は２時間程度、学校の休業日（週休日・祝祭日）は３時間程度とする。

　②長期休業中の活動時間は３時間程度を原則とする。ただし、練習計画や練習試合等により 時間延長をして活動をすることが望まれる場合は、顧問と教頭が協議し、校長がその内容を承認した場合は時間を

延長して活動することができる。文書等で保護者の了解を得る。

③ 学期中の部活動は＜夏時間＞＜冬時間＞の２期制を基本とする。

　　ア） 夏時間　２月下旬～１０月　（３学期末テスト後～文化祭）

　 　月・水・金　部活終了17:15　完全下校17:30　　火・木　部活終了18:30　完全下校18:45

（バス 18:46　18:54　19:02（中学校前）　ＪＲ 19:24）

　　イ） 冬時間　１１月～２月下旬　（文化祭後～３学期末テスト）

　月～金　部活終了17:15　完全下校17:30　　　（バス 17:45（中学校前）17:52（駅）　ＪＲ 17:53）

④次の場合、大会前の部活延長 （月・水・金も18:30までの練習） を認める。

ア）東部総体・県総体・秋季大会は大会**６週間前より実施**

イ） これに準ずる大会は最大**２週間前より実施**　（顧問と教頭が協議し、校長が承認した場合のみ）

 ※ ア、イいずれとも保護者宛連絡文書を作成し配布する。（アは部活動担当が、イは顧問が作成する。）

生徒の下校については顧問が責任をもって指導する。駅やバス停までの移動時間を考慮し早めに終了する。

（２）休日の部活時間について

　① 土曜日に部活動を行う場合は、汽車、バスの時刻を配慮して活動時間を下記のようにすること。

　・午前のみ･･･ 8:30～11:20　　・午後のみ･･･13:00～17:30

（　バス 11:45　17:52（駅）　　　ＪＲ 12:54　16:23　17:53　）

（３）休養日について

　①学期中は、週あたり１～２日以上の休養日を設ける。原則として日曜日は休養日とし、部活動を行わない。

　　　大会前等で、土・日に連続して部活動を行う場合は、月曜日もしくは火曜日を休養日に振り替える。

　②長期休業中の土・日は原則として活動しない。特例として活動する場合は校長の許可を必要とする。

（４）活動場所について

　運動部　　① 中学校体育館･･･卓球　　女子バレー　　　　② 勤労者体育館･･･男子バレー

③ テニスコート･･･女子ソフトテニス　　　　　　　④ 校庭･･･野球　　陸上　　駅伝

　文化部　　① 美術室･･･美術部　　　② 和礼室･･･茶華道部　　　③ 音楽室・教室･･･吹奏楽部

（５）部活動の中止について

①部活動は顧問の指導のもと行う。学校に全く教員がいない時は活動を中止する。

　②定期テストの前は部活動を停止する。（中間テストは３日前、期末テストはテスト最終日の１週間前から。）

③月１回行う生徒会dayには部活動を行わない。ただし大会等を控えており活動が必要な場合は、生徒会

活動（専門委員会）終了時刻より活動可とする。地区学習会のある日は活動時間１７時３０分までとする。

④風水害等自然災害が予想され、早帰り・臨時休校の措置をした場合は部活動を中止とする。不測の事態

や登下校等で危険が予想される場合の部活動の中止は、顧問と相談の上、校長が決定する。

　⑤部活動中止等の連絡は各顧問が電話連絡網で行うか、または、保護者代表に依頼する。

（６）対外試合、合宿について

　① 対外試合・合宿等は顧問が計画し、教頭と協議し、学校長の許可を得て行う。

　② 必要な経費については学校長と相談する。

　③ 公式戦（練習試合）の場合、顧問が行動日程を保護者および全職員に配布する。

　④ 練習試合等、生徒送迎で町バスを使いたいときには、教頭を通して事務と相談する。

（７）部活動のきまりについて

① 完全下校時刻を守ること。（平日17:30　夏時間の火・木と部活延長期間18:45）

② 活動終了後、掃除や使用した場所の整理をすること。

③ 体育館使用の部は体育館の戸締まりを行うこと。

④ 運動部の練習時の服装は体育の服装を原則とし、防寒着等は華美にならないこと。

⑤ 土曜日、日曜日、祝祭日の活動については体操服、指定ジャージ、サブバッグでの登下校を認める。

⑥ 部室の使用は部活の時間に限る。鍵は部長または副部長のみが使用し、指定の位置に保管する。

⑦ 部室での飲食は禁止する。また、部室の整理整頓に努め、備品管理を徹底する。

⑧ 更衣は部室で行い、荷物は部室または活動場所にまとめておく。また、貴重品は顧問に預ける。

　　**※ 放課後は原則として教室には戻らない。**

⑨ 保健室利用をした生徒は、原則としてその日の活動を認めない。（自宅で休養）

⑩ きまりが守れない部は、活動を停止することがある。

(8) 部活停止について

① 以下の行為があった場合は部活停止とする。

ア） 登下校中に買い食いを行った場合　　　　　イ） 通学方法や通学のきまりが守れなかった場合

ウ） 持ち物の違反があった場合（部活中・登下校中）

エ） 中学生としてふさわしくない行為があった場合

② 部活停止期間は該当顧問、部活動担当教員が協議の上決定する。

③ 部活停止期間中は校内の清掃、グラウンド整備などを顧問の指導のもと行う。

～確認事項～

○ デオドラント（パウダースプレー）は無香料を使用する。

○ 水分は原則**水筒にお茶**をもってくる。（大会や夏季休業中についてはスポーツ飲料も可）

○ 16:10には活動を開始する（だらだらしない）

 (9) その他

① 新入生部活オリエンテーションを行い、その翌日より仮入部を可とする。

② 新入生の仮入部の部活動は17:15までとする。（貴重品は担任が保管する）

③ １年生の部活動決定は全校部活動集会（部結成）で行う。

④ 新入生の仮入部期間、部活動をすでに決定している生徒は部室で更衣する。また、未決定の生徒は教室（1-1教室男子、1-2教室女子）で更衣する。

⑤ 生徒会dayは部活動を行わず、委員会出席以外の部員は下校または部室などの清掃活動をする。

５　文化部の活動の方針について

　文化部（吹奏楽・美術・茶華道）も、本智頭中学校運動部活動に係る活動方針に準じて行う。